シニアライフローン (一般社団法人しんきん保証基金保証付)

			(平成30年4月2日現在)
商	品	名	シニアライフローン(一般社団法人しんきん保証基金保証付)
ご利用し			次の全ての条件を満たす方。
			①満60歳以上の方で、完済時の年齢が満80歳以下の方。
	いただける		②国民年金・厚生年金・各種共済年金の公的年金を受給中の方で、当庫に年金受取口座を有している方、または
		ける万	
			③年金担保借入れのない方。 - ②日本国際なませるような、またはなからが特別なは来でもるよ
			④日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者である方。 ⑤ 如社田は LL / まく思証其金の思証が得られるナ
			⑤一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方。 リフォーム(増改築・修繕)資金、自動車の購入資金、旅行費用のほか、健康で文化的な生活を営むために必要な
お使			うつが 公(塩以来・)
			東亜 と次のとりずれがには当りるもの。 ①申込人または申込人の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟)が必要とする資金。
	ŧ L\ ā	4 5	(※申込日時点で、支払日から1ヶ月以内のものに限り支払済資金も可です。)。
		, ,	②申込人が①を使途として当庫から借入れた、しんきん保証基金保証付ローン(切替プランを除く)の借換え資金
			および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料(※但し、①と合わせた申込に限ります。)。
			※ご融資金は可能な限り振込させていただきます。
ご融	資 限	度 額	100万円以内
	」用 其		3ヶ月以上10年以内(元金据置期間6ヶ月含む)
ご嗣	. 資 和	率	固定金利 年6.00% (保証料含む)
保調	返済方 証 会 ҈料•保証		・隔月元金均等・元利均等の分割返済があります。(約定返済日は偶数月15日)
		法	(毎月元金均等・元利均等の分割返済もございます。但し、約定返済日は毎月15日となります。)
			・元金据置期間は6ヶ月以内となります。
		社	保証会社 … 一般社団法人しんきん保証基金
			保証料 … 年0.54% (毎月のご返済金に含まれます。)
			保証人 … 原則不要です。
ご提出して		①ご本人確認資料 ・運転免許証。 但し、お申込人が運転免許を取得していない場合は次のいずれかをご提出いただきます。	
		「建築元計証。 但し、お中込人が建築元計を取得していない場合は人のいりれがどこ徒出いたださより。 個人番号カード、運転経歴証明書、パスポート、健康保険証、写真付住民基本台帳カード	
		※健康保険証など顔写真のない本人確認書類の場合は、その他の本人確認書類なども必要となります。	
		ていただくもの	②お使いみちのわかる資料
	ていた		
			・見積書、注文書、請求書など。
			・お使いみち②の場合は、融資残高および直近3ヶ月の返済履歴がわかる資料。
			・支払済み資金の場合は、領収書、通帳など。
			③これから年金を受給する場合(裁定請求・指定変更)は次のものをいただきます。
		・当庫に年金受取口座を指定したことがわかる書類および年金証書。	
			苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」
	f 処 理 措 置 + 解 決 措 置		(9時 ~ 17時、電話: 0120-964-522)にお申し出ください。
			紛争解決措置 富山県弁護士会紛争解決センター(電話:076-421-4811)、金沢弁護士会紛争解決センター
			(電話:076-221-0242)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会
			(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で
		措置	紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に トラフィー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		昔置	上記「ご意見・ご要望受付窓口」または全国しんきん相談所(9時 ~ 17時、電話 : 03-3571-5825) にお申し出ください。また、お客さまから、上記名允謹十会に直接お申し出いただくことも可能です。
			にお申し出ください。また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には
			はお、米ボの三弁護士会は、米ボ郁以外の各地のお各さよにもこ利用いただけより。その際には ①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム
			「いる谷でよのケノでへに使利な地域の弁護工芸において、米ボの弁護工芸とケレビ芸識ノベケム 等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、
			解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望受付窓口」
			もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
<u> </u>			Eth (A) O



